

(仮称) 栃木県芳賀郡茂木町 太陽電池発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 7 年 5 月

PAG Renewables 合同会社

【目 次】

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と 事業者の見解	4
別紙 1	6
別紙 2	7
別紙 3	8
別紙 4	9

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、一般から環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和7年3月19日(水)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙への掲載

令和7年3月19日(水)付の下野新聞に公告を掲載した。(別紙1参照)

② 事業者のウェブサイトへの掲載

令和7年3月19日(水)から、事業者のウェブサイトにお知らせを掲載した。
(別紙2参照)

③ 関係地方公共団体の広報・ウェブサイトへの掲載

以下の関係地方公共団体の広報にお知らせを掲載した。

- ・茂木町広報「町報もてぎ」令和7年3月号(別紙3参照)
- ・益子町広報「広報ましこ お知らせ版」令和7年3月号(別紙3参照)

(3) 縦覧場所

① 関係自治体庁舎等での縦覧

- ・茂木町役場 1階ロビー
- ・益子町役場 1階町民くらし課窓口付近

② 事業者のウェブサイトへの掲載

<https://pagrenew.com/jp/media-center/> (別紙2参照)

(4) 縦覧期間

① 縦覧期間

令和7年3月19日(水)から令和7年4月23日(水)[※]

(関係自治体庁舎での縦覧は土曜日、日曜日、祝日を除く)

※当初、令和7年3月19日(水)から令和7年4月21日(月)まで縦覧期間を設定していたが、事業者のウェブサイトのシステムトラブルにより令和7年3月19日(水)は方法書の閲覧ができない時間が発生したため、これに対する措置として縦覧期間を2日間延長した。

② 縦覧時間

関係自治体庁舎での縦覧可能時間は開庁時とした。なお、インターネットの利用による縦覧については、縦覧期間中は終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

総縦覧者数（縦覧者名簿に記載された数）は1名であり、各縦覧場所別の縦覧者数は下記の通りである。

- ・ 茂木町役場：1名
- ・ 益子町役場：0名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 茂木町

① 開催場所

茂木町民センター

② 開催日時

令和7年3月28日（金）午後6:30から8:00まで

③ 来場者数

6名

(2) 益子町

① 開催場所

益子町総合営農指導拠点施設（あぐり館）

② 開催日時

令和7年3月29日（土）午前10:30から12:00まで

③ 来場者数

0名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書（別紙4参照）の提出を受付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和7年3月19日(水)から令和7年5月9日(金)まで
(郵送の受付は、当日消印まで有効とした)

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所に備えつけられた意見箱への投函
- ② 事業者への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は、2通であった。

- ・意見箱 : 0通
- ・郵送 : 2通 (県内0通、県外2通)

第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

環境影響評価法第 18 条の規定に基づく、意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は、2 通（2 名）で計 7 件であった。

「環境影響評価法」第 9 条及び「電気事業法」第 46 条の 6 第 1 項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は以下のとおりである。

表 1 (1) 方法書に対する一般からの意見及び事業者の見解

No.	一般からの意見の概要	事業者の見解
1	<p>21 頁 2-19 によると樹林+緑地の面積は 40/118ha（改変後/改変前）78ha の緑地が失われます。広い芝地が太陽光パネルで覆われます。含水量が減り、降水量 1 時間雨量 10mm のやや強い雨時、10 リットル/m² 毎時雨水が降りそれが、貯水池に溜まります。120ha の面積の雨水が 6000m³ の調整池に溜まると $6000 / (0.001 * 120 * 10000) \approx 5$ 5 時間で雨水が貯水池に満水になります。これは単純計算ですし、オリフィス等で同時排水しながらでしょうが、雨量別の排水データ無しで影響がないと言うのは無謀です。洪水や河川の混濁の原因になります。</p>	<p>土地利用計画に記載の通り、太陽光パネル下も草地として維持する計画のため、供用開始後にパネル設置面積分の緑地面積が失われることはございません。また、敷地内 8 つの調整池の合計調整容量は表 2.2-7 に記載の通り 70,372 m³ となります。当該調整容量は 30 年確率の雨量にも耐えうる設計であり、栃木県とも協議した上で設定したものです。なお、準備書段階において、現地調査結果や事業計画をもとに水の濁りの影響の予測・評価を行う計画です。</p>
2	<p>頻繁に起こる台風や竜巻の被害時にガラス片や金属片が近隣に散乱し被害が起こる事があります。その時の近隣の土地や河川の環境保全の対策がありません。 ガラスの破片が飛散しますと人や自然に多大な被害が起こりますし復帰も困難です。北海道では被害も起こっています。必ず具体的な対策を新規項目を立てて継続的に監視してください。</p>	<p>方法書において環境影響評価の項目は、発電所アセス省令別表第 5 の参考項目を勘案し、当該事業の特性を考慮して選定しております。環境影響評価では工事の実施や施設の存在を要因とする項目を選定するため、災害によるガラス片や金属片の散乱等の被害については項目として選定は致しませんが、本発電所と近隣住居等との間には樹林帯を残すとともに、一定の距離を確保する計画であり、これによりご懸念の事象による近隣への被害はある程度抑えられるものと考えています。万が一、災害による施設の損傷が発生した場合には、事業計画の中で積み立てる予定の予備費を活用し、必要な対策を講じることで周辺環境への二次被害の拡大を防ぐ計画です。</p>
3	<p>p191 表 4.1-2 計画段階配慮事項の選定および非選定理由 水の濁りが非選定になっています。排水システムが十分かどうかは未知数です。また土地の安定性についても表面が改変され含水量が大きく変わります。近隣の環境保全に十分かどうかは継続的に観測・維持することが必須です。必ず項目に追加してください。</p>	<p>表 4.1-2 は配慮書における計画段階配慮事項の選定結果を示した表となります。方法書 p259 表 6.1-3 環境影響評価の項目の選定に記載のとおり、方法書において水の濁りを環境影響評価の項目として選定しており、準備書段階において、現地調査結果や事業計画をもとに水の濁りの影響の予測・評価を行う計画です。</p>

表 1 (2) 方法書に対する一般からの意見及び事業者の見解

No.	一般からの意見の概要	事業者の見解
4	<p>■土地利用計画 準備書段階では、図 2-2-7(1)～(4)には排水路を追加してください。また、図 2.2-11 の詳細を縮尺は 1/5000 程度にして示してください。</p>	<p>準備書段階においては、その時点における排水路の計画図を図示にて表記いたします。また、図 2.2-11 の土地利用計画図については、予測評価に必要な範囲で可能な限り詳細な情報を開示できるよう努めます。</p>
5	<p>■森林率 「樹林の面積は 19.7ha であり、対象事業実施区域全体の 16.3%となる」とあります(p.2-19)。この数字は小さいと考えます。本事業は林地開発許可の対象外のように、東ノ宮カントリークラブの開業は昭和 49 年ですから、林地開発許可制度ができる前に造成されたものではないでしょうか。仮に今林地開発許可を申請すると仮定するならば森林率は 25%必要です。具体的には、東側の道路に面している場所の残地森林の幅は今の状態では足りないと考えます。ゴルフ場造成前の地形図と現在の地形図を比較すると分かりますが、ここには谷地形を埋めた場所が複数あります。土地利用計画図（運転開始後）[図 2.2-11] に調整池が 3 箇所あり、現在の池を大きくしたり、新たに作る計画ですが、外縁の森林の幅を広げて、池を囲むように森林を配置することを提案します。</p>	<p>ご理解の通り、本事業の予定地である東ノ宮カントリークラブ内の樹木については、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）における地域森林計画対象民有林(5 条森林)に該当しないため、同法における林地開発許可または届出の対象外となります。 しかしながら、事業区域外縁部の樹木の伐採及び残存計画については、関係行政部局との調整や指導、及び地域住民の方々のご意見を踏まえ、適切に計画を進める予定です。</p>
6	<p>■除草剤 工事期間中、供用期間中を通じて除草剤を使用しないでください。</p>	<p>基本的には草刈り機や手刈りによる除草を計画しておりますが、雑草が繁茂した場合施設の管理運用に支障が出る可能性や、農業害虫の発生源となる可能性があるため、必要に応じて除草剤の使用を検討しております。除草剤を使用する場合は、現状ゴルフ場で使用されているものと同等の製品を選択することで、薬品による周辺地域への影響を抑える予定です。</p>
7	<p>■原状回復 準備書段階では、原状回復について示してください。太陽光パネル等の撤去はいうまでもありませんが、草地のままにするのか、造林して森林にするのかを示してください。排水路と調整池はどうしますか。残す場合は管理責任者は誰ですか。保守と費用負担の目処はたっていますか。草地にするにしても、森林にするにしても、保水力が回復するまでは排水路と調整池は残す必要があります。保水力が回復した後は、土砂崩れの恐れがない限り排水路と調整池は撤去してください。</p>	<p>事業廃止後の段階における本事業地の土地利用用途については、現時点で未定ですが、安全な土地活用を前提としてその時点での市場環境や法規制等に応じて適切に検討・対応することを想定しています。なお、設備撤去や原状回復に要する費用は、再エネ特措法においてその積立が義務付けられていますので、所定の費用は事業主である弊社が負担することになります。</p>

お知らせ

環境影響評価法等に基づき、環境影響評価方法書の縦覧と説明会を行います。

- 一、事業者の名称、代表者の氏名、事業所の所在地
・PAG Renewables 合同会社
代表社員：ビーエージー・リアル・エステート・リミテッド
職務執行者：ビュフォード・ジェームス・エベレット
東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
- 二、対象事業の名称／（仮称）栃木県芳賀郡茂木町
太陽電池発電事業
種類／太陽電池（新設）
規模／最大80,000キロワット程度（交流）
- 三、対象事業実施区域／栃木県芳賀郡茂木町大字木幡181他
- 四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲／
栃木県芳賀郡茂木町、益子町
縦覧の場所／茂木町役場 1階ロビー・
益子町役場 1階市民くらし課窓口付近
縦覧の期間／令和7年3月19日（水）から4月21日
（月）まで（縦覧の時間は開庁時間に準じます。）
- 五、電子縦覧／<https://pagrenew.com/jp/media-center/>
説明会の場所／日時
茂木町民センター／令和7年3月28日（金）
午後6時30分から8時00分まで
益子町総合営農指導拠点施設（あぐり館）／
3月29日（土）午前10時30分から12時00分まで
- 六、意見書の提出／環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）を記入の上、縦覧場所に備え付けておきます意見箱に投函くださるか、令和7年5月7日（水）までに八の意見書の提出先へ郵送ください（当日消印有効）。
- 七、意見書の提出先／〒100-6031 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング 31階
PAG Renewables 合同会社 担当：菊池
（電話03（5532）0480）

下野新聞（令和7年3月19日）



お問い合わせ

T: +852 37193375
E: pr@pag.com

戻る

2025年3月19日

(仮称) 栃木県芳賀郡茂木町太陽電池発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

(仮称) 栃木県芳賀郡茂木町太陽電池発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

「(仮称) 栃木県芳賀郡茂木町太陽電池発電事業 環境影響評価方法書」(以下「方法書」)並びに方法書を要約した書類(以下「要約書」)につきまして、環境影響評価法に基づき以下の通りに公表致します。

<お詫びと訂正>

この度は、弊社のシステムトラブルにより、方法書の閲覧ができなかった時間が発生いたしました。

ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

つきましては、閲覧期間および意見提出期間を以下の通り延長させていただきます。

【延長内容】

1. 閲覧期間: 2025年4月23日(水)まで
2. 意見提出期間: 2025年5月9日(金)まで

※方法書及び要約書は、2025年3月19日(水)から2025年4月23日(水)まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードは出来かねますこと、ご了承ください。

※「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反になる場合がありますこと、ご留意願います。

1. 事業者
 - PAG Renewables合同会社

2. 方法書及び要約書

- 方法書
- 要約書

推奨ブラウザ: Microsoft Edge、Google Chrome、Safari (一部機種は正常に動作しない場合があります)

3. 縦覧について

縦覧場所:

- 茂木町役場 1階ロビー (栃木県芳賀郡茂木町大字茂木155)
- 益子町役場 1階町民くらし課窓口付近 (栃木県芳賀郡益子町大字益子2030)

縦覧期間: 2025年3月19日(水)から2025年4月23日(水)

縦覧時間: 土、日、祝日を除く開館・開庁時間に準じます。

4. 意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。住所、氏名、ご意見を日本語でご記入の上、縦覧場所に設置致しました意見箱へのご投函、または当社宛てに郵送で、2025年5月9日(金)までにご提出願います。ご提出願います (当日消印有効)。

なお、電話によるご意見の受付は出来かねますこと、あらかじめご了承下さい。

- 意見書用紙

5. 方法書に関するお問い合わせ先 (郵送による意見書の提出先)

〒100-6031 東京都千代田区霞が関3-2-5霞が関ビルディング
PAG Renewables合同会社 担当: 菊池
03-5532-0480 (平日 9時30分～17時30分 (土・日・祝日・年末年始は除く))

以上

太陽電池発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

木幡地区に計画している太陽電池発電事業の環境影響評価方法書の縦覧が行われます。

【縦覧期間】 3月19日(水)～4月21日(月)

【縦覧場所】 役場1階ロビー

以下のウェブサイトからも閲覧可能です。
<https://pagrenew.com/jp/media-center/>

【意見の提出方法】

方法書についてご意見やご質問がある場合は、意見書に必要事項を記入の上、意見書箱へ投函または以下の提出先へ郵送で提出してください。

※意見書、意見書箱は縦覧場所にあります。

【提出期限】 5月7日(水) (当日消印有効)

【提出先】 〒100-6031

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング
PAG Renewables 合同会社
☎03-5532-0480 9:30～17:30 (土日・祝日は除く)

同事業の事業者による住民説明会を開催します

【日時】 3月28日(金) 18:30～20:00

【場所】 町民センター 301室

どなたでもご参加いただけますが、身分証の提示と出席者名簿への記名をお願いします。

▶住民課環境係 ☎63-5628

茂木町広報「町報もてぎ」

(仮称) 栃木県芳賀郡茂木町太陽電池発電事業に関するお知らせ

【環境影響評価方法書の縦覧】

対象事業実施区域 茂木町大字木幡181他 現 東ノ宮カントリークラブ

縦覧期間 3月19日(水)～4月21日(月)

縦覧場所 役場 町民くらし課 環境係窓口

提出方法 ご意見やご質問がある場合は、意見書に必要事項を記入の上、縦覧期間中に下記問い合わせ先まで郵送で提出してください。

※意見書は各縦覧場所にあります。また、ウェブサイトからも閲覧可能です。
<https://pagrenew.com/jp/media-center/>

【住民説明会】 ※同事業の事業者(PAG Renewables 合同会社)による説明会です。

日時 3月29日(土) 10:30～12:00

場所 益子町総合営農指導拠点施設 あぐり館

問い合わせ PAG Renewables 合同会社

〒100-6031 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング

TEL03-5532-0480 (担当 菊池)

(平日9:30～17:30 土・日・祝日は除く)

益子町広報「広報ましこ お知らせ版」

